

岩手県告示第250号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和5年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 令和5年9月5日(火) 午後1時30分から

(2) 場所 岩手県立県民生活センター 盛岡市中央通三丁目10番2号

2 受験手続 受験申込書を令和5年5月22日(月)から同年6月9日(金)までに住所地を所管する岩手県保健所（盛岡市に住所を有する者にあつては岩手県県央保健所、県外に住所を有する者にあつては岩手県環境生活部県民くらしの安全課）に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部県民くらしの安全課又は最寄りの岩手県保健所に問い合わせること。